

# 今月のトピックス

令和3年7月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ  
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ  
TEL 03-5356-6377  
TEL 048-781-2651  
URL <http://www.slmo.co.jp/>

## 育児・介護休業法改正について～令和4年4月1日から段階的施行～

5月号の会報（月刊 組織経営 P.1）にて、概要だけお知らせしていましたが、法案が成立し、[令和4年4月1日より段階的に施行](#)されることとなりましたのでお知らせいたします。

改正の趣旨ですが、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児を両立できるようにするための措置を講じたものとなります。

### 【法改正の概要】

#### ① 男性の育休取得促進のための子の出生直後の時期における育休制度の創設

- ・対象期間 子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
- ・申出期限 原則休業の2週間前まで
- ・分割取得 分割して2回取得可能
- ・休業中の就業 労使協定を締結している場合に限り、労働者と事業主の合意した範囲内で、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする。  
※省令にて就業可能日の上限（休業期間中の労働日・所定労働時間の半分）を設ける予定

#### ② 雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置を事業主の義務に

育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（具体的には研修・相談窓口設置等複数の選択肢からいずれかを選択）の措置を事業主に義務付け、また、労働者が希望する期間を取得できるよう配慮することを指針において示す予定

労働者又はその配偶者が妊娠又は出産した旨等の申出をしたときに、当該労働者に対し育児休業制度等を周知する（方法としては面談での説明や書面等による制度の情報提供等複数の選択肢からいずれかを選択）とともに、これらの制度の取得意向を確認するための措置（取得を控えさせるような形で周知意向確認をしている場合はNG）

#### ③ 育休の分割取得

原則分割不可だった育休を分割して（①の制度とは別に）2回まで取得可能とする  
保育所に入所できない等の理由により1歳以降に延長する場合について、開始日を柔軟にすることで、各期間途中でも夫婦交代を可能とする。※育児休業給付金について、分割取得等に対応する予定

#### ④ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件緩和

改正前の有期雇用労働者の育休取得要件  
A 引き続き雇用された期間が1年以上あること  
B 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない  
→今回の改正でAの要件を撤廃（ただし労使協定の締結により除外可）

#### ⑤ 育休取得状況の公表の義務付け

常時雇用する労働者数1000人以上の企業を対象に育児休業の取得状況（具体的には男性の育休等取得率又は育休等及び育児目的休暇の取得率の予定）について公表を義務付ける

施行日 ②④ 令和4年4月1日 ⑤ 令和5年4月1日 ①③ 未定

夏季休業のお知らせ 弊社8月13日～8月16日は夏季休業とさせていただきます。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。